

旧佐伯郡役所と郡役所の建築

金澤 雄記\*

Saeki county office and county office architecture

Yuuki KANAZAWA

1. はじめに

本稿は日本民俗建築学会のアーカイブズとして、広島県廿日市市に存在した「旧佐伯郡役所」の実測図面や古写真などの資料紹介と、郡役所の建築について総括的に評価した諸文献が少ないため若干の考察を加えたものである。

2. 郡役所について

■郡役所

郡役所とは、明治時代・大正時代の郡制時代に郡の行政業務を遂行するために建築された建物のことである。明治11（1878）年に「郡区町村編成法」が制定されたことにより全国各地で建設され、明治32

（1899）年郡制の制定により郡の再編が行われた際には新たに郡役所が整備された。その後大正12（1923）年には郡制の廃止、大正15（1926）年の郡役所の廃止により役割を終えた。その後多くの郡役所は取り壊されたが、小学校や警察署、資料館などに転用されるものもあった。郡制初期は郡の統廃合や移動が頻繁あったが、明治30（1897）年頃になると郡制も各都道府県で実施され、郡役所の位置も定まった。

郡の数は明治初期で約700、明治30年以降では約540あり、それぞれに郡役所があったとすると、現存するものは30件ほど（表1）で、残存率は5%ほどしかなく極めて少ない。

表1 全国に残存する旧郡役所一覧

所在は、移築の場合は移築後の現在の所在を示した

様式は、外壁がペンキ塗り仕上げのものを「擬洋風」、従来の漆喰や下見板張り仕上げのものを「和館」とした

名称	所在	建築年代	文化財	構造	屋根	規模	現在の用途	備考	様式	塔屋
旧安福郡役所	福島県郡山市開成	1874年	明治7年 県指定	寄棟造	銅板葺	二階建	郡山市開成館	郡役所の前身の区会所	擬洋風	
旧西村山郡会議事堂	山形県寒河江市大字西根字石川西	1878年	明治11年 県指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建	寒河江市郷土館		擬洋風	
旧西村山郡役所	山形県寒河江市大字西根字石川西	1878年	明治11年 県指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建	寒河江市郷土館		擬洋風	
旧西置賜郡役所	山形県長井市十日町	1878年	明治11年 市指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建	小桜館		擬洋風	
旧西田川郡役所	山形県鶴岡市家中新町	1881年	明治14年 国指定	入母屋造	棧瓦葺	二階建	致道博物館	致道博物館内へ移築	擬洋風	○
旧伊達郡役所	福島県伊達郡桑折町字陣屋	1883年	明治16年 国指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建			擬洋風	○
旧三原郡役所	兵庫県南あわじ市八木入田カツラ尾	1884年	明治17年 登録	入母屋造	棧瓦葺	二階建	国生みの館		擬洋風	
旧檜山爾志郡役所	北海道江差町字中歌町	1885年	明治18年 道指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建		江差警察署・分庁舎に転用	擬洋風	
旧山梨県東山梨郡役所	愛知県犬山市大字内山	1885年	明治18年 国指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建		明治村へ移築	擬洋風	
旧周古外三郡役所	島根県隠岐郡隠岐の島町郡	1885年	明治18年 県指定	入母屋造	棧瓦葺	二階建	隠岐郷土館	移築	擬洋風	
旧南会津郡役所	福島県南会津郡南会津町田島字丸山	1885年	明治18年 県指定	寄棟造	銅板葺	二階建	歴史資料館		擬洋風	
旧周智郡役所	静岡県周智郡森町森	1885年	明治18年 町指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建	森町立歴史民俗資料館	移築	和館	
旧神東・神西郡役所	兵庫県神崎郡福崎町西田原	1886年	明治19年 県指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建	神崎郡歴史民俗資料館		擬洋風	
旧遠田郡役所	宮城県遠田郡涌谷町	1886年	明治19年 -	寄棟造	鉄板葺	平屋建	伊藤建材店倉庫	一部残存	和館	
旧東田川郡役所	山形県鶴岡市藤島山ノ前	1887年	明治20年 県指定	寄棟造	棧瓦葺	平屋建	東田川文化記念館	焼失再建	和館	
旧紫波郡役所	岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏	1898年	明治31年 町指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建			擬洋風	
旧宇土郡役所	熊本県宇城市三角町三角浦	1902年	明治35年 登録	寄棟造	棧瓦葺	平屋建	九州海技学院本館		擬洋風	
旧彦摩郡役所	島根県大田市大森町	1902年	明治35年 国史跡	入母屋造	棧瓦葺	平屋建	石見銀山資料館		和館	
旧東田川郡役所議事堂	山形県鶴岡市藤島山ノ前	1903年	明治36年 国史跡	寄棟造	棧瓦葺	二階建	東田川文化記念館	焼失再建	擬洋風	
旧岩品郡役所	広島県府中市土生町	1903年	明治36年 市指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建	府中市歴史民俗資料館		擬洋風	
旧碓氷郡役所	群馬県安中市安中	1911年	明治44年 市指定	入母屋造	棧瓦葺	平屋建		焼失再建	和館	
旧南津軽郡役所	青森県黒石市南中野黒森	1912年	明治45年 -	寄棟造	スレート瓦葺	三階建		移築時に減築	擬洋風	
旧勝田郡役所	岡山県勝田郡勝間田字上ノ町	1912年	大正元年 登録	寄棟造	棧瓦葺	二階建	勝間田美術文学館		擬洋風	○
旧多気郡役所産物展示場	三重県多気郡多気町相可字枇杷ヶ谷	1915年頃	大正4年頃 登録	寄棟造	棧瓦葺	平屋建		変則六角形	和館	
旧上高井郡役所	長野県須坂市常盤町	1917年	大正6年 市指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建			擬洋風	
旧鹿足郡役所	島根県鹿足郡津和野町後田	1919年	大正8年 登録	入母屋造	棧瓦葺	平屋建	津和野町役場		和館	
旧木田郡役所	香川県木田郡三木町大字池戸	1919年	大正8年 町指定	寄棟造	棧瓦葺	平屋建	池戸公民館		擬洋風	○
旧美濃郡役所	島根県益田市本町	1921年	大正10年 登録	入母屋造	棧瓦葺	平屋建	益田市立歴史民俗資料館		和館	
旧愛知郡役所	愛知県愛荘町愛知川	1922年	大正11年 町指定	寄棟造	棧瓦葺	二階建	ゆめまちテラスえち		擬洋風	

## ■郡役所の外観的特徴

郡役所の建築をみると、程度の違いはあるがいずれも洋風建築の要素を取り入れており、擬洋風建築と分類することができる。縦長の窓やアーチ型の窓、コーナーストーン風の装飾や塔屋を有すると視覚的に洋風の印象を受ける。また外壁全体を板張りとし、柱や窓枠などの木部とともにペンキ塗りで仕上げると洋風感が増し、さらにツートンカラーで塗り分けるとハイカラな印象が強くなる。細かなところでは軒の出が短くなり、軒裏が垂木を隠した蛇腹になることも従来の日本建築とは異なる特徴である。藩政時代の建物と決別し、新たな時代のシンボリックな建物を目指したことが感じられる。

ただ、なかには洋風の要素が少なく、入母屋造りの瓦葺き屋根の平屋建てで、外壁が漆喰塗りや下見板張り仕上げの和館ともいべき建物も存在する。

擬洋風建築において洋風の要素の度合いを定義して数値化することは難しいが、表1では一番洋風の印象を受けやすい外壁をペンキ塗りにするか否かで擬洋風と和館の2系統に分けてみた。すると郡役所において、当初は藩政時代の続きで和館が先行し、だんだんと洋風要素が強くなっていくものと考えていたが、建築年代順に整理すると、明治初期に突発的に洋風要素の強い擬洋風の現れ、次第に洋風要素が薄れ、最終的には御殿建築などの従来の日本建築に似た和館に戻っていく傾向がみられた。

例えば12件あった郡役所のうち4件が残る残存数の多い島根県を例とすると(図1)、明治18年には玄関ポーチが付き外壁をペンキ塗り仕上げとする二階建ての「旧周吉外三郡役所庁舎」が先行するが、明治35年の「旧辻摩郡役所」、大正8年の「旧鹿足郡役所」、大正10年の「旧美濃郡役所」はいずれも入母屋造りの平屋建てで、外壁を真壁造で素木仕上げの下見板張りとし(旧辻摩郡役所は全面下見板張り)、式台風の車寄せが付いた洋風の要素がほとんどないよく似た建物である。

これには議事堂の位置の影響があると思われ、擬洋風の二階建ての庁舎は二階を議事堂としたが、足音などの騒音で使い勝手が悪かったようで、次第に議事堂は別棟となり庁舎が平屋建てとなっていった傾向がある。

## ■郡役所の内部機能

続いて郡役所に必要な内部機能、つまりは必要な室内空間についてみておきたい。郡役所は現在の行政施設でいえば、統括的な機能でいえば県庁舎、行政区の区域の広さでいえば市庁舎、行政区の人口でいえば町役場に相当する。現在における行政の機能は、総務・財政・福祉保健・生活・都市整備・経済観光・教育などがあるが、郡役所では、例えば広島県では明治11年に郡区庁の事務分課を庶務・勸業・租税・勸学・出納の五掛と定められていた。こうした事務スペースと、議会を行う場所が郡役所に建築的には必要な空間となる。

ここで藩政時代の行政施設と比較してみたい。藩政時代に郡役所に相当する行政施設は奉行所や代官所である。郡役所と奉行所・代官所を比較すると、奉行所・代官所には行政のほか、司法や警察、消防などの機能があった。近代になって裁判所や警察署、消防署は別で設けられたため、郡役所には司法や警察機能が不要となり、いわゆる御白洲や牢獄といった空間や、あわせて女中部屋などの部屋が郡役所では不要となった。また近代では税制が変わり年貢の徴収が無くなったため、郡役所では広大な米倉が不要となった。

さらには議会場となる空間が、奉行所や代官所では畳敷きの大広間であったが、郡役所では土足で板敷きの議事堂となった。

以上、郡役所以前の奉行所・代官所と比較すると、機能分散のため縮小されたのが郡役所といえる。一般的には時代が進むと機能が付加されサイズアップするが、郡役所はサイズダウンした建築とみることができる。実際郡役所の建築をみると、庁舎が1棟も

しくは議事堂が付属するのみで、現代の見慣れた庁舎と比べると行政施設としては手狭な印象を受けるが、それで事足りたのであろう。

これらの変化により、従来の奉行所や代官所の建物を郡役所として転用することができず、新たに郡役所を建設する必要があったとみられる。例えば石見銀山に位置する旧迦摩郡役所は代官所跡地に新たに建設された郡役所であり、代官所時代の広大な敷地にそぐわない規模の郡役所が建つ。

### 3. 旧佐伯郡役所について

旧佐伯郡役所は廿日市町（現廿日市市）に置かれた広島県の郡役所の1つである。広島県では明治5年

に17の大工に区分し、区用所（翌6年には区会議所）を置いて、主に戸籍づくりを行った。明治11年の郡区編成法ののち、廿日市町に郡役所が設置され、前身となる庁舎が建設されたが、明治18年頃に新庁舎の建設に着手し、明治20年6月に先に議事堂が完成、議事堂完成後に庁舎（事務所棟）の建設に着手し12月に完成した。

庁舎の棟札によると建設委員は佐伯郡書記谷口瀧三郎・末岡正・世話係松本介三であり、棟梁は黒川村（現大竹市）の忠末小兵衛である。明治20年6月28日起工、12月20日竣工であるので、建設期間は半年ほどであった。工費は548円41銭8厘である。



図1 島根県に残存する旧郡役所

左上：旧周吉外三郡役所（明治18年） 右上：旧迦摩郡役所（明治35年）

左下：旧鹿足郡役所（大正8年） 右下：旧美濃郡役所（大正10年）

旧周吉外三郡役所のみ洋風要素の強いペンキ塗り仕上げの二階建ての擬洋風建築で、ほか3棟は入母屋造り・平屋建ての和館である。旧鹿足郡役所と旧美濃郡役所はよく似た建物である。

旧周吉外三郡役所は移築復元されているが、旧迦摩郡役所と旧美濃郡役所は資料館、旧鹿足郡役所派町役場として利用するため旧状がわからないほど内部は改築されている。いずれも建築当初の図面はなく、オリジナルの間取りや部屋の用途が不明である。

大正15年郡役所廃止後も庁舎と議事堂は残り、廿日市市土木出張所、佐伯地方事務所、福祉事務所などに使用されたが、昭和46年に取り壊された。取り壊し時には庁舎(図2)と議事堂(図3)、奥に県税事務所庁舎の3棟があった。

旧佐伯郡役所の庁舎と議事堂については、取り壊し前の昭和42年6月に広島大学の佐藤重夫氏(本学会第3代会長)、また広島工業大学の天満祥弥氏、郷土史研究家の藤下憲明氏によって実測調査が行われ、実測図面が作成されている。すでに公民館が新築予定であったため大きな取り壊しの反対などはなかったようだが、取り壊し前に記録保存のための調査が別々に三者によって行われたのは当時注目されていた建物であったということだろう。

尺寸かメートル法の違いなどそれぞれの実測図には違いがみられ、特に藤下氏の実測図には戸口や窓枠、柱や礎石などの部分詳細図も含まれており緻密である。

実測図や撮影された写真(35枚)、報告書によると、まず庁舎は入母屋造り・棧瓦葺き・平屋建てで、規模は梁間9間半×桁行15間である。議事堂は庁舎とよく似た建物であるが一回り小さく、入母屋造り・棧瓦葺き・平屋建てで、規模は梁間6間×桁行10間である。規模に関しては、いずれも全長に対して1間を6尺とした場合の間数であり、実際は6尺ごとに柱は立たず、窓の大きさに合わせて柱が配されている。

外観的な特徴としては、ペンキ塗り仕上げはなく、漆喰仕上げの下見板張りのため和館の印象が強い。しかし縦長のガラス窓や入母屋屋根妻面の丸型の換気口、軒裏の蛇腹などは洋風の要素である。また2棟とも桁行に長い建物に対して妻入りであることは郡役所としては少数派である。

庁舎の正面には6本の円柱が並ぶ幅5.8尺の列柱廊となる。たいして議事堂の正面には列柱廊はなく、むくり屋根の切妻造りの車寄せポーチが付く。車寄せは懸魚や木鼻、絵様のある虹梁が用いられるなど

式台玄関を思わせるが、入り口はファンライト型の欄間のついた洋風の玄関扉である。

庁舎の内部は大小7室の事務室が中廊下をはさんで左右対称に配されるが、それぞれの部署は不明である。議会堂は造り付けのステージなどもなく広い1室となる。天井は折上げの棹縁天井である。

小屋組はいずれもトラス構造を意識した洋小屋である。ただしキングポストトラスに似てはいるが、両脇の対束と斜材が接しておらず、トラス構造の利点を発揮できていない構造である。

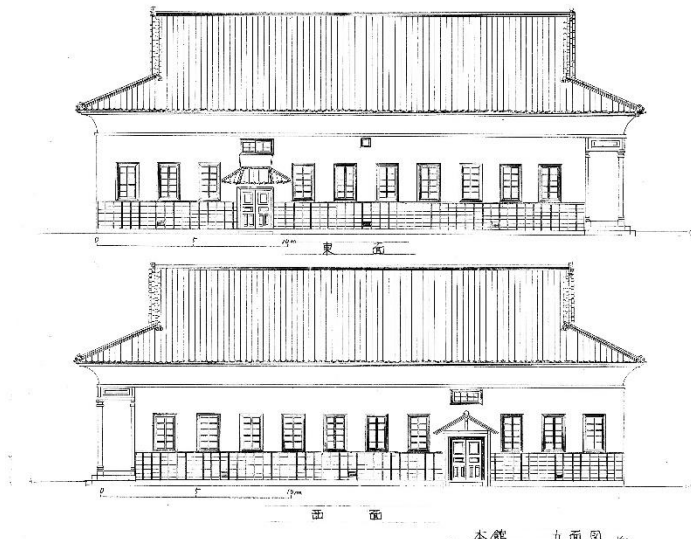
最後に表1の系譜に当てはめると、明治20年建築の旧佐伯郡役所は、洋風要素の強い擬洋風建築から平屋建ての和館に戻っていくなかで、入母屋造りの平屋建ての和館の郡役所の先駆けといえることができる。

#### 4. まとめ

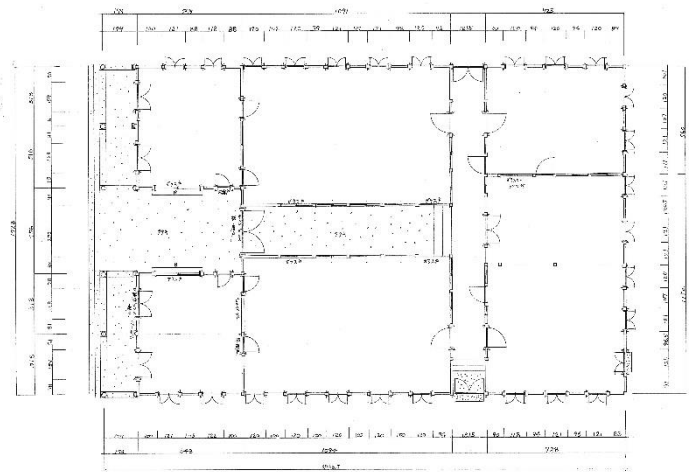
以上、簡単ながら郡役所の系譜を整理し、旧佐伯郡役所のアーカイブズ資料についての紹介を行った。郡役所の建築は残存数が総数に対して極めて少なく、また残存していても後の転用で改築が大きくオリジナルの形をとどめていない傾向がある。また解体された郡役所の建物も含めて、建築当初の図面や絵画史料、古写真などが公的な資料でありながら思いのほか残されていないように思える。それゆえ改築のほぼない旧佐伯郡役所のアーカイブズ資料は郡役所の1つの事例として貴重なものである。

#### <参考文献>

- ・天満祥弥「元佐伯郡役所建築について」『支部報 鯉城 No.3』広島県建築士会、1972、pp.14-22。
- ・藤下憲明「元佐伯郡役所建築について<取り壊し前の実測調査から>」『廿日市市の文化 第19集』廿日市町郷土文化研究会、1991、pp.10-31。
- ・藤下憲明「古い町並みに洋館出現」『図説 廿日市・大竹・厳島の歴史』郷土出版社、2001、pp.168-169。



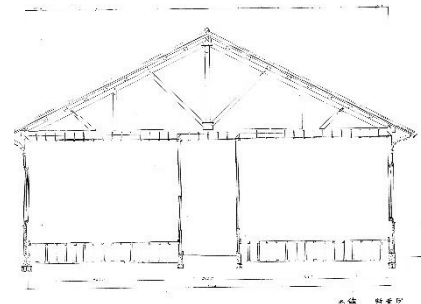
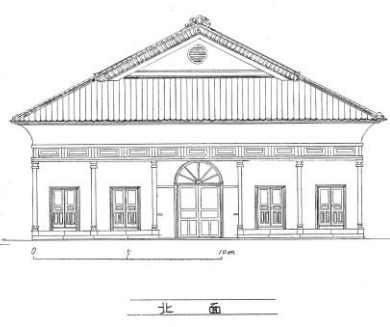
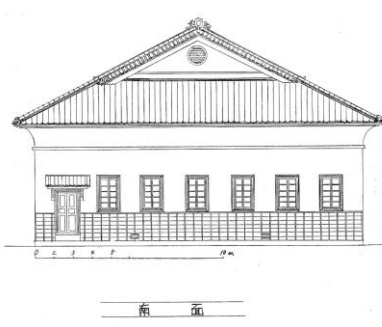
本館 立面図



本館 平面図



旧佐伯郡役所庁舎実測図



本館 立面図

図2 旧佐伯郡役所庁舎実測図・写真

民俗建築アーカイブ資料「実測・図面作成・写真：佐藤重夫 実測調査：昭和42年6月21日」



図3 旧佐伯郡役所議事堂実測図・写真

民俗建築アーカイブ資料「実測・図面作成・写真：佐藤重夫 実測調査：昭和42年6月21日」